

# 「イベントスペースとしての道路空間の活用～JR桜木町駅前広場」

横浜市 道路局 計画調整部 企画課

## はじめに

政府の規制改革への取組等により、道路の占有許可、使用許可の弾力化の規制緩和が進められ、地域活性化等に資する路上イベントや民間事業者等が行う経済活動による道路空間活用の可能性が広がってきました。

また、横浜市では、厳しい財政状況によって、道路施策を推進する財源の確保が難しくなっており、エレベーターやエスカレーター等を備える道路の整備などにより、維持管理に要する経費も増加していました。

このような状況を踏まえ、横浜市道路局では、道路空間の有効活用による財源確保に取り組んできました。このうち、JR桜木町駅前広場の道路空間を、路上イベントのスペースとして活用する取組についてご紹介します。

## 1 JR桜木町駅前広場について

JR桜木町駅は、JR根岸線で横浜駅から1駅のところにあり【図1】、駅前広場は、開放感あふれる広々とした道路空間になっています【写真1,2】。横浜を代表する観光エリア、そしてビジネスエリアでもある「みなとみらい21地区」への入口に位置し、路上イベントのスペースとしてこの上ないロケーションです。



【図1】 JR桜木町駅前広場位置図

#### ◆ JR 桜木町駅前広場



【写真 1】



【写真 2】

#### ☆「みなとみらい21地区」について

平成 22 年には、同地区を訪れた人は年間約 5,800 万人、地区の事業所数は約 1,420 社、就業者数は約 79,000 人にも及び、コンベンション機能を備え、オフィス、文化・商業施設が集積している活力ある魅力的な街となっています。

日本一の超高層ビルの「横浜ランドマークタワー」、オフィス・ショッピングエリア・コンサートホールなどを有する「クイーンズスクエア」、会議場や展示場などから構成されるコンベンション施設の「パシフィコ横浜」、白い帆がシンボルの「帆船日本丸」、時計機能付きの大きな観覧車、文化・商業施設として利用されている「赤レンガ倉庫」など様々な施設や、水と緑を活かした公園、多彩な催しものなど、訪れる人を楽しませてくれる街です。

また、駅前広場から横浜ランドマークタワー方面に向かって、歩行者専用道路の「動く歩道」が高架構造で整備されています。高架構造の「動く歩道」と駅前広場をつなぐエスカレーターも設置されており、安全で快適な歩行者空間が造られています。

※「動く歩道」は、平成元年の供用開始から 20 年以上経過して設備の老朽化が進んできたため、平成 23 年度から 24 年度にかけて更新工事を行っています。

## 2 イベントスペース導入までの経過について

平成 16 年 3 月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」において、「道路の占用、使用については、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、その許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用が図られるよう措置する」こととされました。

これを受けて、横浜市では、それまで一部を除き抑制してきた広告物等の道路占用について、道路交通の安全の確保及び道路環境整備の観点を充分確保しつつ、規制緩和の動向や財政状況等を踏まえ、一定の範囲で許可する方向で検討を始めました。

まず、平成 17 年 2 月に、市内複数の区域において、一定の範囲で試行として広告の掲出を認め、掲出を許可する道路施設、掲出可能区域、掲出内容等の検証を行う方針決定を行いました。JR 桜木町駅前広場の

道路空間については、「みなとみらい 21 地区」における街の賑わい創出やコンベンションの振興、地域経済の活性化及び道路施設の維持管理費の確保等を目的として、イベント等の実施に活用する検討を進めました。

(検討の際に根拠とした通達等は下記を参照)

神奈川県警察本部、所轄の警察署、「みなとみらい 21 地区」の街づくりを担う「(株)横浜みなとみらい 21」(現在は「一般社団法人横浜みなとみらい 21」)、及び土木事務所を始めとする庁内関係部署等と協議、調整を行い、平成 17 年 12 月、JR 桜木町駅前広場を路上イベントスペースとして提供する事業を開始し、現在に至っています。

#### ☆通達等について

- ・規制改革・民間開放推進 3 か年計画 (平成 16 年 3 月 19 日 閣議決定)
- ・地域再生推進のためのプログラム (平成 16 年 2 月 27 日 地域再生本部決定)
- ・地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて (平成 17 年 3 月 17 日 国土交通省道路局長通達)
- ・道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン (平成 17 年 3 月 国土交通省道路局作成)
- ・イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて (平成 16 年 3 月 18 日 警察庁交通局交通規制課長通達)
- ・民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて (平成 17 年 3 月 17 日 警察庁交通局交通規制課長通達)

## 3 イベントスペースの概要について

### (1) 位置について

駅前広場内の歩行者動線を障害しないように、主要な歩行者動線の両側に、A 区域 (480 m<sup>2</sup>)、B 区域 (380 m<sup>2</sup>) とイベントスペースを 2 つ設定しています【図 2】。



【図 2】 イベントスペース位置図

## (2) 利用基準について

公共空間である道路を路上イベントのスペースとして活用するにあたっては、街の賑わい創出や地域経済の活性化だけでなく、景観への配慮やまちづくりの方向性との調和、道路としての適正利用の観点も重要です。

イベントの内容については、周囲の美観や公共性に配慮するとともに、

- 「横浜市広告掲載要綱」及び「横浜市広告掲載基準」を順守すること
  - 「みなとみらい21地区」のエリアマネジメントを行っている「一般社団法人みなとみらい21」の定めるガイドラインに基づく内容であること
  - 駅前広場の歩行者動線を常に確保するなど、安全等に十分に配慮すること
- としています。

また、路上イベントの実施に伴い、横浜市や第三者へ損害を与えたときは、利用者の責任において補償することとしています。

## (3) 申込受付、内容の調整について

イベントスペース利用に伴う警察署への道路使用許可、土木事務所への道路占用許可の申請は利用者が行いますが、利用申込みは、まず道路局企画課で受け付けます。窓口の一本化によって、空き状況に関する問い合わせに対して、スムーズに回答が行えるようになっていきます。

利用申込みを受け付けた後は、道路局企画課が、警察署や土木事務所等と道路上の危険防止策等について、事前調整を行います。この事前調整により、道路使用、道路占用の申請前における利用者の負担軽減を図り、イベントスペースを利用しやすいように努めています。

## (4) 広告料の設定と用途等について

横浜市では、広告掲出を伴う行政財産において、その広告媒体価値から判断して大幅に使用料を超えた収入が見込まれる場合は、行政財産の目的外使用料とは別途「広告料」を歳入することとしています。JR桜木町駅前広場のイベントスペースは、道路占用料（使用料）以上の媒体価値があると考えられるため、近隣イベントスペースの利用料金も参考にしながら「広告料」を設定しました。路上イベント等の実施（広告掲出）に関する協定書を利用者と締結し、「広告料」を徴収しています。収入については、「動く歩道」の維持管理費に充てられ、「みなとみらい21地区」訪問者への快適な歩行者空間の提供に役立っています。

なお、横浜市、神奈川県、国等が実施する事業及びコンベンション・イベント等に関するものや、横浜市が共催、または後援する事業及びコンベンション・イベント等に関するものの場合、広告料や道路占用料について減免措置をとることがあります。

## (5) 利用状況について

横浜市が実施する施策、事業の広報活動や、警察署による防犯キャンペーンなど啓発活動、地域美化活動など、公共的、公益的な目的のイベントで多く利用されています【写真3、4】【表1】。（広告料、道路占用料の減免措置の対象となるケースが多くなっています。）

民間事業者では、商品プロモーションや企業PRを目的としたイベント、CMの撮影などに利用されています。

◆イベントスペースの活用例



【写真3】



【写真4】

【表1】 イベントスペース利用状況（過去3か年）

|        | 総数       | 有料イベント  | 無料イベント   | 無料イベントの主催者等の内訳 |      |     |
|--------|----------|---------|----------|----------------|------|-----|
|        |          |         |          | 横浜市            | 神奈川県 | その他 |
| 平成20年度 | 20件 47日間 | 4件 11日間 | 16件 36日間 | 8件             | 4件   | 4件  |
| 平成21年度 | 17件 22日間 | 4件 8日間  | 13件 14日間 | 6件             | 5件   | 2件  |
| 平成22年度 | 17件 32日間 | 5件 7日間  | 12件 25日間 | 7件             | 5件   | —   |

※有料イベント・無料イベントとは、広告料・道路占用料収入の有無

## おわりに

JR桜木町駅前広場の道路空間に設定したイベントスペースは、現在までの利用状況を振り返ると、十分な活用が図られているとは言えません。一般のイベントスペースと違い、道路が有する公共性、公益性などから利用上の制約はあるものの、「みなとみらい21地区」入口に位置する恵まれた立地条件など駅前広場イベントスペースの魅力を伝え、民間事業者のイベントをより多く誘致するなど、さらなる活用について、様々な可能性を探り、利用促進を図りたいと思います。

道路空間を利用したイベント開催によって、街の賑わいが創出され、街の魅力が高まるとともに、広告料収入によって、快適な道路施設の提供に必要な維持管理費の財源が確保される。このような好ましい循環を実現させていきたいと考えています。